

# 第12回 <sup>シオファ</sup> SIOFA（南インド洋漁業協定）年次会合の結果

## 1 SIOFA（南インド洋漁業協定）

南インド洋における底魚資源等の資源管理を行う国際機関。締約国等は、日本、豪州、中国、フランス（海外領土）、モーリシャス、セーシェル、クック諸島、韓国、タイ、EU及び台湾の11か国及び地域。

## 2 日時・場所

6月30日（月）から4日（金）まで、カトル・ボルヌ（モーリシャス）において開催。

## 3 我が国出席者

野村農林水産省顧問（年次会合議長）ほか、水産庁、水研機構等。

## 4 結果

### （1）メロの漁獲上限

協定水域中の1海域（Del Cano Rise）に設定されている既存の漁獲量上限44トンの維持が合意された。なお、新たな海域（South Indian Ridge）での漁獲量上限及び各国への配分方法が議論されたが、合意に至らず継続協議とされた。

### （2）一部区域における底魚漁業の原則禁漁

各国関係業界による自主的な禁漁区域及び既存のSIOFA暫定保護水域（計12か所）を、底魚漁業を原則禁漁とする区域に指定する措置が採択された。なお、各国が底はえ縄漁業を実施している一部区域では引き続き同漁業を実施することが可能である。

### （3）次回の年次会合の開催

次回の年次会合は、令和8年7月にセーシェルにて開催予定。